十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六三
十六　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

別表第二道府県の項中「九、八〇〇」を「九、三一〇」に、「一、二一九、〇〇〇」を「一、一六三、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一八、三八〇」を「一七、五〇〇」に、「二、四二六、〇〇〇」を「二、三四三、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成三十年度から」を「平成三十一年度から」に改め、同項の表中「

平成三十年度	四千億円

」を削る。

附則第五条中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第九条中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「二千五百億円」を「二千億円」に、「、平成三十年度」を「、平成三十一年度」に改め、同条第一号の表中「

平成三十年度	三千三百六十七億円

」を削り、同条第二号中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第十条第三項中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十年度分の地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用する。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五号

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成二十四年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六号

道路法等の一部を改正する法律

（道路法の一部改正）

第一条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　自転車専用道路等（第四十八条の十三―第四十八条の十六）」を「第六節　自転車専用道路等（第四十八条の十三―第四十八条の十六）」に、「第四十八条の十七―第四十八条の十九」を「第四十八条の二十―第四十八条の二十二」に、「第四十八条の二十―第四十八条の二十五」を「第四十八条の二十三―第四十八条の二十八」に改める。

第二十四条中「又は第十九条」を「、第十九条」に改め、「まで」の下に「又は第四十八条の十九第一項」を加える。